

預貯金等の写しを添付してください

- ・保有するすべての預貯金等の写し(配偶者分も含む。)を添付してください。
- ・銀行名・支店名・口座番号・名義及び1年間分の出し入れのが分かる範囲の写しが必要です。
- ・生活保護受給者及び境界層措置者の方については、預貯金等の写しの提出は不要です。

種類	対象か否か	確認方法
預貯金（普通・定期）	対象	通帳の写し （インターネットバンクであれば 口座残高ページの写し）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	対象	証券会社や銀行の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	対象	購入先の銀行等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
投資信託	対象	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
タンス預金（現金）	対象	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	対象	借用証書など
生命保険	×	—
自動車	×	—
貴金属（腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの）	×	—
その他高価な価値のあるもの（絵画・骨董品・家財など）	×	—

※ コピーができない場合は、通帳等をご持参ください。